

生産森林組合の現状と生産森林組合制度の見直しについて

坂之上勘太（林野庁経営課）

1. 生産森林組合の現状

生産森林組合は、入会林野近代法による入会林野整備において多数整備されており（全体の約8割）、平成26年度末現在で、全国に3,044の生産森林組合があり、組合員は22万人となっています。生産森林組合については、森林組合法の第95条で、「組合員の二分の一以上は組合の事業に常時従事しなければならない」という、常時従事義務と「組合が行う事業に常時する者の三分の一以上は、その組合の組合員又は組合員と同一の世帯に属するものでなければならない」という員外雇用制限があります。

1 組合当たりの平均組合員数は91名、経営森林面積は139haとなっています。

生産森林組合数の推移については、過去5年間で、約150の組合が解散しています。これは、組合員の高齢化や不在村化等により活動が低位であったり、森林組合法で定められている常時従事義務（組合員の二分の一以上は組合の事業に常時従事すること）や員外雇用制限（組合の事業に常時従事する者の三分の一以上は、組合員又は組合員と同一の世帯の者）が足かせとなっていること、また、施業委託ができないことなどが、理由として考えております。なお、解散した150の組合のうち、約100近くの組合が地方自治法に定める認可地縁団体（自治会）に移行しています。

生産森林組合は、森林の経営を必須事業とし、このほか、①環境緑化木又はきのこ生産、②森林を利用して行う農業を行うことが可能となっています。昨年の森林組合法の改正で、③「委託を受けて行う森林の施業又は経営」の事業も任意事業として実施ができることになっています。

経営方法別の森林面積では、組合が土地を所有し自ら施業・経営をしている森林が7割となっています。林種別の森林面積では、人工林と天然林の割合はほぼ同程度となっています。なお、天然林の多くは、かつての薪炭林であると推察しています。立木及び木材の販売額は、近年、増加傾向にあります。

事業の実施状況については、平成26年度は、全体の13%の組合（326組合）が保育を実施したほか、間伐は7%の組合（172組合）、主伐は1%の組合（30組合）が実施しています。また、販売事業等で事業収入があった生産森林組は全体の29%（700組合）となっています。

2. 生産森林組合制度の見直し

生産森林組合が認可地縁団体に移行する現状等を踏まえて、昨年の森林組合法の改

正では、生産森林組合制度について、二つの見直しを行っています。一つが生産森林組合が行える事業に「委託を受けて行う森林施業又は経営」を追加したこと、もう一つが生産森林組合が、他の適切な法人形態に円滑に移行できるよう、株式会社、合同会社、認可地縁団への組織変更の手続を措置したことです。

現行制度では、生産森林組合が、高性能林業機械を導入するなど事業活動に意欲があっても、施業の受託や森林経営の受託を行うことが認められていません。また、生産森林組合が、事業内容、組合員の常時従事義務等の制限のない他の法人形態に移行しようとする場合、組合の解散手続と新法人の設立手続の両方を行う必要があり、負担が大きくなっています。

このため、改正後は、生産森林組合が、他者からの委託を受けて森林の施業又は経営を行えるようにすることで、安定した事業量の確保、施業の集約化を促進することとしています。

また、生産森林組合の組織変更の手続を措置することで、生産森林組合から他の適切な法人形態への移行を円滑に行えるようにし、法人の同一性を保ちつつ、その保有森林の適切な管理を図ることにしています。

現行制度の組織変更については、事業の多角化・規模拡大を図りたいという意欲的な生産森林組合がある一方で、森林経営の意欲が低下し、組合員以外の者に森林の施業・経営の大半を任せたいとの意向を有する生産森林組合もあります。このような意向がある中、新しい法人形態に移行しようすると、生産森林組合の解散と新法人の設立の両方の手続を行わないといけないこととなっていました。このため、改正後の組織変更では、組織変更のワンストップ手続のみで、株式会社、合同会社、認可地縁団体などの新しい法人形態に移行ができるようにしました。

この改正のほかに、生産森林組合が他の事業体に委託する施業についても改正を行っています。これは、平成26年度に長野県から構造改革特区として提案された要望を踏まえた改正です。改正前の森林組合法の通達においては、生産森林組合が所有森林の施業を他の事業体に委託することについては、「所有する森林面積の過半を超えることは好ましくない」と記載していました。これを改正して、森林組合法で定める常時従事義務等の制限の遵守することを前提に、「所有する森林面積の過半を超えることは好ましくない」との記述は削除し、制限の緩和を行っています。

何れの措置についても、一定のまとまりを有している生産森林組合の森林を適正に管理するための措置として設けられたものです。

組織変更手続の具体的な内容については、新たに組織変更の具体的手続等を定めた手引き「生産森林組合の解散と清算及び組織変更の手続について」を作成しました。本手引きについては、各都道府県、各市町村担当者や生産森林組合の方々にご覧になっていただくために作成したものであり、今年の3月に林野庁経営課長名で既に通知しています。

本手引きについては、第1で生産森林組合の解散について、第2で生産森林組合の清算について、第3で生産森林組合から他の組織形態への組織変更について、第4で

参考の構成となっております。大半は様式等となっております。ここでは、第3の生産森林組合の組織変更について説明させていただきます。

組織変更の目的については、再度繰り返しになりますが、株式会社、合同会社への組織変更では、組合の中には、森林の経営事業を積極的に行っているものの、組合員のみでは十分な労働力を確保できず、組合員以外の労働力を用いて、レストランや民宿経営、太陽光発電事業などの事業の多角化や事業拡大を図る意向を持っている一方で、生産森林組合に求められる事業範囲や常時従事義務の制限等が支障となっている場合があります。このような組合については、組合員の意向を尊重しつつ、組合の経営状況等の実態を踏まえ、関係規定に基づき、より積極的かつ自由な経済活動ができる株式会社及び合同会社への組織変更が可能となります。

認可地縁団体への組織変更では、組合員の高齢化や不在村化等により活動が低位となり、組合自ら森林経営事業を行い得る体制を維持できなくなってきたり、森林の維持・管理を行う意思はあるものの、組合に求められる常時従事義務等が果たせず、他の事業体へ森林施業の大半を委託せざるを得ない場合があります。このような組合については、組合所有の森林を引き続き保有し、維持管理することを主目的とする新たな法人形態への移行を望む場合には、組合員の意向を尊重しつつ、組合の運営状況や所有森林等の実態を踏まえ、関係規定に基づき、認可地縁団体へ組織変更することができます。

組織変更の手続きを行うにあたり、検討すべき事項として、組合の実状、山林の状況を踏まえたうえで、

- ・組合員の確認、名簿の整理
- ・現在の経営状況及び財産状況、今後の組合運営の見通し
- ・組合員の意向調査確認
- ・山林の現況、森林の維持管理状況
- ・組織変更に係る費用

これらを組合内部で十分に検討していただき、然るべき法人形態への組織変更を決定して頂きたいと考えています。

次に、それぞれの法人形態別の違いについてですが、株式会社、認可地縁団体についてはご存じと思いますので、ここでは合同会社について説明させていただきます。合同会社は、株式会社と同様に会社法に規定されており、出資者が合同会社の社員として、自ら会社の業務執行にあたります。株式会社が所有と経営が分離しているのに対し、合同会社は所有と経営が一致しております。株式会社は広く外部から出資を受けるのに対し、合同会社は社員のみで事業運営にあたります。代表機関についても、株式会社のように取締役等の必置義務はなく、各出資者が代表となります。

また、合同会社においては、新たに社員を入れる場合は、社員全員の同意が必要となるなど、生産森林組合の組織と同じような性格を有していることから、今回の組織変更の組織として組み入れております。

次にそれぞれの組織変更における具体的手続きの流れについて説明させていただきます。生産森林組合から株式会社への組織変更手続については、まず、理事会を開催

する前段階として、役員を中心とした組織検討委員会等を設置し、組合の経営状況や今後の運営の見通し、組合員の意向等について調査、整理、調整を行い、「組織変更計画案の作成」を行います。次に理事会を開催し、組織変更計画案の総会付議事項としての採択、総会開催日の決定の決議を行います。なお、理事会開催前に組合員名簿の確認と整理をしておくことが望ましいと思われれます。

次に総会の招集となります。通常、総会の招集の場合、10日前までに通知しますが、組織変更の場合にあっては、2週間前までに総会付議事項（組織変更計画の承認）と組織変更計画の要領について通知します。総会においては、組織変更計画の承認の決議を行います。特別議決事項となりますので、総組合員数の半数の出席、出席者議決権の2/3以上の多数による決議が必要となります。なお、解散の場合と同様に、組織変更についても総代会による決議はできないこととなっております。

総会議決後、実施しなければならない事項がいくつかあります。組織変更の議決日から2週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成し、組合の債権者が閲覧できるよう主たる事務所において、備え付けしなければなりません。また、組織変更の議決日から2週間以内に、組合の債権者に対し、組織変更する旨と一定期間（1ヶ月以上の期間）内に異議を述べることができる旨を、官報に公告するとともに、知れている債権者に各別に通知する必要があります。なお、総会に先立ち、書面により組織変更の反対の意思を通知した組合員は、持分払戻請求を行うことができます。ただし、総会議決後、20日以内に書面による請求が必要となります。

次に定款の認証となりますが、これは株式会社への組織変更のみの手続きとなります。会社法第30条の規定により、作成した定款について、公証人の認証を受ける必要があります。

定款認証後、都道府県知事へ組織変更計画の認可申請を行い、都道府県知事から認可を受けることとなります（都道府県知事は、設立、解散等と同様に2ヶ月以内に認可、不認可を通知することとなります）。

組織変更の認可を受けると、組織変更計画で定めた組織変更の効力発生日又は認可を受けた日のいずれか遅い日に株式会社となります。同時に組織変更計画の記載事項の定めに従い、定款を変更したものとみなされ、組合員は組織変更後の株主となります。認可後、2週間以内に法人の組織変更登記（生産森林組合の解散、株式会社の設立登記）の手続が必要となります。

また、組織変更の効力発生日から6ヶ月間、組織変更事項を記載した書面の備え置きが義務づけられており、組織変更の内容、財産目録、貸借対照表、債権者の異議申立て手続の経過等を備え置くこととなります。なお、組織変更の無効の訴えは、組織変更の効力が生じた日から6ヶ月以内の訴えをもってのみ、提起することができます。

合同会社への組織変更手続きについては、組織変更計画の記載事項は異なりますが、総会までの手続きは、株式会社と同様です。合同会社にあっては、定款認証がいらぬこと、組織変更後、組合員は合同会社の社員となる点が主に異なる点です。

認可地縁団体への組織変更については、組織変更計画の記載事項は異なりますが、

総会までの手続きは、株式会社や合同会社と同様です。

都道府県知事は、認可地縁団体への組織変更の認可を行うに際して、認可地縁団体の認可権者である市町村長においても、組織変更の適法性の確認をする必要があることから、市町村長の同意を得る必要があります。また、都道府県知事が組織変更の認可を行った場合には、その旨を当該市町村に通知し、通知を受けた市町村長は、直ちに認可地縁団体の告示を行うこととなります。

認可地縁団体への組織変更の認可を受けると、組織変更計画で定めた組織変更の効力発生日又は認可を受けた日のいずれか遅い日に認可地縁団体となります。同時に定款を変更したものとみなし、当該定款を認可地縁団体の規約としてみなされ、組織変更計画の定めに従い、組合員は認可地縁団体の構成員となります。

認可地縁団体への組織変更で気をつけていただきたいことが3点あります。

一点目は、組織変更をしようとする地域に既に認可地縁団体がある場合については、これまでと同様の手続となりますが、組合の解散後、既設の認可地縁団体へ財産を譲与することとなります。これは、法定上の取り決めはありませんが、認可地縁団体は、町又は字の区域、その他市町村内の一定区域として、その住民すべてが構成員となることができる組織であることから、通常、認可地縁団体はひとつの地域にひとつの団体とされており、既に地域に認可地縁団体がある場合は、その区域に新たに設立することができません。

2点目は、認可地縁団体の構成員はその地区の居住者となっており、区域外に住所を有する生産森林組合員は、認可地縁団体の構成員となることができません。このため、認可地縁団体に組織変更する場合、区域外の者は脱退扱いとなり、出資分の持分の払戻しを受けることとなります。

3点目は、認可地縁団体の構成員はその地区の居住者となっていることから、生産森林組合が認可地縁団体に組織変更すると、当該区域に住所を有する者で生産森林組合と何ら関係ない者も構成員になることができます。生産森林組合から認可地縁団体への組織変更に当たっては、これらの3点についても組合員の方々が十分に検討、協議のうえ、決定すべきものと考えております。

今回の生産森林組合の組織変更の手続の措置については、法人の同一性を保ちつつ、その保有森林の適切な管理を図ることを目的としております。このため、組織変更手続において、組織変更計画書に、株式会社、合同会社については「森林経営に関する事項」、認可地縁団体については、「森林の維持管理に関する事項」の記載を省令にて義務づけております。具体的には、手引きに組織変更計画書の様式例が添付されております。株式会社については、農林水産省令で定める事項として、株式会社の所有する森林の経営に関する事項を記載することとしており、森林経営の長期的方針、伐採、造林、保育その他森林の整備に関する方針、作業道等の路網整備や森林の保護に関する方針を立ててもらうことを想定しております。合同会社については、株式会社と同様の内容を記載しております。認可地縁団体については、「農林水産省令・総務省令の共同省令で定める事項」として、認可地縁団体の所有する森林の維持管理に関する事項を記載する

こととしており、具体の維持管理方法を記載することとなります。例としては、共通事項として、境界の保全、不法投棄の巡回、林道除草等の維持管理を想定しており、以下の事項については、その認可地縁団体の所有する森林の構成に応じ、人工林であれば、「間伐等の遅れている森林の整備などの適正な保育間伐の実施」や「松くい虫被害拡大防止のため、アカマツ林の予防・防除等の実施」等を想定しております。株式会社・合同会社と認可地縁団体で記載事項を変えた理由としては、株式会社・合同会社は経営目的であること、認可地縁団体は経営目的ではないことにより、維持管理方法の記載事項を変えております。